

【日本NP教育大学院協議会のNP教育課程認定に関する細則】

(趣旨)

第1条 この細則は、一般社団法人日本NP教育大学院協議会正会員入会基準第2条第3号に規定するNP教育課程認定規程に関する細則を定める。

(基準)

第2条 日本NP教育大学院協議会「NP教育課程認定に関する規程」第5条第1項に規定する審査は、次の各号に掲げる基準によって行う。

- 1 学校教育法第104条に定める修士の学位を取得する上で必要な要件（30単位以上）を満たすこと。
- 2 各大学院の診療看護師（NP）の教育に関する特徴を考慮した科目を2単位以上設ける。
- 3 各科目を担当する教員は、科目に関連した大学教育、大学院教育あるいは診療看護師（NP）・医師・看護管理者・その他関連する職種の経験があること。
- 4 NP教育に必要な施設、備品が準備されていること。
- 5 NP教育に必要とされる図書、IT環境が整備されていること。

附則

第1条 この細則は、平成26年3月24日から施行する。

第2条 本則第2条に掲げる基準の適用において、平成26年4月現在の具体的な教育基準については、別表のとおりとする。

第3条 この細則は、令和元年11月15日から施行する

第4条 本則第2条に掲げる基準の適用において、令和5年12月現在の具体的な教育基準については、別表のとおりとする。なお、附則第2条は廃止する。

第5条 この細則は、令和5年12月23日から施行する

第6条 この細則は、令和7年11月8日から施行する